

相続まちなかステーション開設2周年記念イベント 第2弾

平成24年10月31日締め切り

最大10万円！

業界初挑戦！

遺言下取り

始めます！

お申込みは「お電話」または「メール」から

相続まちなかステーション

0800-123-0913 (フリーコール)

0463-57-2885

mail@machinakastation.com

※ 当事務所にて公正証書遺言作成お申込みの方限定です。

※ 下取り金額は現金でのお支払いではなく公正証書遺言作成費用に充当します。

遺言書を書いたからといって安心していませんか？

ここ数年、テレビや新聞などでも『看取り』や『最期』をテーマとした内容がたくさん取り上げられるようになりました。

その影響でしょうか、遺言書やエンディングノートなどを活用して、元気なうちからご自分の最期についてお考えになる方が確実に増えています。

- ・ まずは、便せんを使って自分で遺言書を書いてみた
- ・ 書店で売っていたエンディングノートを購入し、自分の思いをまとめてみた

このような方々は、これまでのご自身の人生を振り返りながら、同時にあなたと家族の未来を再構築できたといえるでしょう。

せっかく遺言書を書いたのに、役に立たなかったという事例が急増しています

ところが、最近になって、『せっかく遺言書を書いたのにほとんど役に立たなかった』、あるいは『エンディングノートが出てきたおかげで、かえって相続人同士でトラブルになってしまった、

という残念な事例が急増しています。

どうして、このようなことが起こってしまうのでしょうか。

大きく分けると、理由は2つの点が考慮されていなかったからといえるのです。

まず、1つ目の原因としては、法的な要件や内容面において不足や不十分なものになってしまいう可能性が高いことです。

自筆による遺言書やエンディングノートは、費用や手間もほとんどかけることなく手軽に作成することができるという利点があります。

しかし、ご自分で遺言書を作成されると、どうしても内容的に不明確、あるいは形式的に過不足が発生してしまうことが考えられます。

あなたがこの世を去った後において、相続手続きの中で有効な遺言書として利用するためには、法律で決められている形式や内容を過不足なく充たしている必要があり、万が一これらを充たしていない場合には最悪の場合、単なる手紙としか扱われないおそれもあるのです。

また、2つ目の原因としては、保管において危険や不安が伴うことでしょう。

当然のことながら、せっかく書かれた遺言書は、あなたがこの世を去って相続手続きに必要な時まで、安全・確実に保管されなければなりません。万が一にも、紛失してしまったら、汚損してしまったりしては元も子もありません。

また、あなたがこの世を去った後で、一番最初に遺言書を発見した方が闇に葬ってしまう可能性だってあるのです。

だからといって、銀行の貸金庫には絶対に入れないでください。

貸金庫から遺言書を取り出すために遺産分割協議をしなければならないという、笑い話のような大変困った事態になった方もいるのです。

あなたの遺言書を本当に役に立つものにするために

私は、遺言書は争うためにではなく、残された家族の無用な相続争いを未然に防止し、速やかに円満に相続手続きを行うためのツール、いわば保険のようなものとして書くべきものという信念を持っています。

あなたがせっかく書いた遺言書やエンディングノートは、あなたがこの世を去ったときに本当に役に立つものになっていますか。

毎年、防災を意識するこの時期に非常持ち出し袋の中身を点検するように、あなたが書いた遺言書やエンディングノートも、中身はもちろどこに保管してあるか、点検してみましょう。

遺言下取りサービスについて

対象となる方

- ・ これまでに遺言書やエンディングノートを書いたことのある方
- ・ 遺言書やエンディングノートを書いてから、5年以上が経過しており、内容についてご自分の状況に合わなくなっているのではないかと不安がある方
- ・ 遺言書やエンディングノートは書いたが、今の保管方法で本当に自分の要望が実現できるのか知りたい方

まずは、あなたの遺言書やエンディングノートをお持ちください

遺言書やエンディングノートを書いた後で、ご自分の生活状況や財産状況に変化が生じることは十分考えられることです。

しかし、状況が変わったからといっても、そのたびに遺言書やエンディングノートを書き直す必要があるとは限りません。

必要があれば、必要に応じて書き直せばいいのです。

といっても、ご自分で判断されることは極めて危険です。
見直す必要があるのかないのか、その判断は専門家におまかせください。

見直しの必要があるかどうか、ズバリお答えいたします

お持ちいただいた遺言書やエンディングノートを拝見しながら、同時にあなたのご要望もお伺いいたします。

そのうえで、いまの遺言書やエンディングノートであなたのご要望がどこまで実現できるか、相続の専門家としての見地からズバリお答えいたします。

あくまでも、見直すかどうかはご本人がお決めになることです。相続まちなかステーションは、強引に見直しを迫ったりすることは絶対にいたしませんので、ご安心ください。

見直しをされる方には、特別条件でご提案いたします

せっかくお書きになった遺言書やエンディングノートを書き直すなんてもったいない、とお考えになる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、遺言書やエンディングノートは、いつかあなたがこの世を去ったときに、残されたご家族の無用な相続争いを未然に防止するためのものです。役に立たない遺言書、あるいはかえってトラブルの原因になるエンディングノートを残すのは本末転倒ではないでしょうか。

そこで、相続まちなかステーションは、皆様の経済的負担をできるだけ軽減するためのお手伝いとして、『遺言下取りサービス』を開始することといたしました。

いま、お持ちの遺言書やエンディングノートを見直される場合で、相続まちなかステーションで公正証書遺言を作成される方に限り、以下の金額で下取りをさせていただきます。

自筆証書遺言・エンディングノート	5万円
遺言公正証書	10万円